

平成四年厚生省・労働省令第六号

看護師等の人材確保の促進に関する法律に
基づく都道府県ナースセンター及び中央ナ
ースセンターに関する省令

看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成
四年法律第八十六号）第十七条（第二十二
条において準用する場合を含む。）の規定に
基づき、及び同法を実施するため、看護師等
の人材確保の促進に関する法律に基づく都
道府県ナースセンター及び中央ナースセン
ターに関する省令を次のように定める。

（指定の申請）

第一条 看護師等の人材確保の促進に関する法律

（平成四年法律第八十六号。以下「法」とい
う。）第十四条第一項の規定により指定を受
けようとする法人は、次に掲げる事項を記
載した申請書を都道府県知事に提出しなけ
ばならない。

- 一 名称、住所及び事務所の所在地
- 二 代表者の氏名
- 2 前項の申請書には、次に掲げる書面を添
付しなければならない。
- 一 定款
- 二 登記事項証明書
- 三 役員の氏名、住所及び略歴を記載した
書面
- 四 法第十五条に掲げる業務の実施に関す
る基本的計画
- 五 資産の総額並びにその種類及びこれを証
する書類

（名称等の変更の届出）

第二条 法第十四条第四項の規定により届
出をしようとする都道府県ナースセンター
（以下「都道府県センター」という。）は、
次の事項を記載した書面を都道府県知事に
提出しなければならない。

- 一 変更後の名称、住所又は事務所の所在
地
- 二 変更しようとする年月日
- 三 変更の理由

（事業計画書等の提出）

第三条 法第十七条第一項前段の事業計画
書及び収支予算書の提出は、毎事業年度開
始前に（指定を受けた日の属する事業年度
にあつては、その指定を受けた後遅滞なく）
行わなければならない。

2 都道府県センターは、法第十七条第一
項後段の規定により事業計画書又は収支予
算書を変更したときは、遅滞なく、変更し
た事項及びその理由を記載した書面を都
道府県知事に提出しなければならない。

理由を記載した書面を都道府県知事に提出
しなければならない。
3 法第十七条第二項の事業報告書及び収
支決算書の提出は、毎事業年度終了後三
月以内に（準用）

（準用）

第四条 前三条の規定は、中央ナースセン
ターについて準用する。この場合において、
これらの規定中「都道府県知事」とあるの
は「厚生労働大臣」と、第一条第一項中「
第十四条第一項」とあるのは「第二十条」と、
同条第二項中「法第十五条」とあるのは「
法第二十一条」と、第二条中「法第十四
条第四項」とあるのは「法第二十二條に
おいて準用する法第十四条第四項」と、
第三条第一項中「第十七条第一項前段」と
あるのは「法第二十二條において準用す
る法第十七条第一項後段」と、同条第二
項中「法第十七条第二項」とあるのは「
法第二十二條において準用する法第十七
条第二項」と読み替えるものとする。

附 則 この省令は、法の施行の日（平成
四年十一月一日）から施行する。

附 則 （平成二二年二月二五日厚生
省・労働省令第一〇号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、内閣法の一部を改
正する法律（平成十一年法律第八十八号）
の施行の日（平成十三年一月六日）から
施行する。

附 則 （平成二四年二月二二日厚生
労働省令第一四号）抄

1 この省令は、保健婦助産婦看護婦法
の一部を改正する法律の施行の日（平成
十四年三月一日）から施行する。

附 則 （平成一七年三月七日厚生
労働省令第二五号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、不動産登記法の
施行の日（平成十七年三月七日）から
施行する。

附 則 （平成二〇年一月二八日厚生
労働省令第一六三号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、一般社団法人及び
一般財団法人に関する法律の施行の日（
平成二十年十二月一日）から施行する。

（施行期日）

第一条 この省令は、一般社団法人及び
一般財団法人に関する法律の施行の日（
平成二十年十二月一日）から施行する。